

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本委託業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年倉吉市条例第24号)その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備等)

第2条 乙は、本委託業務を処理するために取り扱う個人情報(仮名加工情報及び匿名加工情報を含む。以下同じ。)の適切な管理が図られるよう、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するため、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 乙は、本委託業務の実施における個人情報の取扱いの責任者(以下「責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)をあらかじめ指定し、当該責任者及び業務従事者の役割並びにこれらの者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。
- 3 責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、本委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても本委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第4条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者との労働契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記し、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第5条 乙は、本委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的

以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第7条 乙は、本委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第8条 乙は、本委託業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報等の返還又は廃棄)

第10条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報及び個人情報が記録された資料等（以下「個人情報等」という。）について、甲の指示により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、本委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し

て、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査等)

第 12 条 甲は、本委託業務を行うために取り扱う個人情報の管理の状況等について検証及び確認するため、乙及び乙の再委託先に対して、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。この場合において、乙及び乙の再委託先は、合理的な理由がない限り、当該調査又は報告を拒んではならない。

2 前項の規定によるほか、甲は、本契約の期間中（契約の期間が複数年にわたる場合は、年度ごと）に1回以上、乙及び乙の再委託先の個人情報の管理の状況等について、実地に調査するものとする。ただし、甲が、取り扱う個人情報の期間、内容、量等が軽微であると認める場合はこの限りでない。

(事故時の対応)

第 13 条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故（法令等の違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第 15 条 本契約による個人情報の取扱いに関し、乙の故意又は過失により、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。